

改正

平成25年8月8日告示第198号

平成25年9月4日告示第209号

平成25年10月10日告示第232号

平成31年4月1日告示第63号

令和2年3月31日告示第73号

志木市政策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 効率的な市政運営の推進に関し重要な政策の審議を行うため、志木市政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政計画の策定、改正、廃止その他重要な政策形成に関する事項
- (2) 予算、組織、職員配置等に重大な影響を与えることが予想される政策に関する事項
- (3) その他企画部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、総合行政部長、総務部長、市長公室長、総合行政部人事課長、総務部財政課長、市長公室秘書政策課長及び審議事項に関係する部長（部長相当職を含む。）並びに市長公室長がその都度指名する職員で組織する。

2 市長、副市長及び教育長は、必要に応じて推進会議に出席することができる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、市長公室長が招集する。

2 推進会議の議事進行は、市長公室秘書政策課長が行う。

(資料の提出等の要求)

第5条 推進会議は、審議に関し必要があると認めるときは、関係する職員に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庁議への付議)

第6条 市長公室長又は審議事項に関係する部長は、会議の結果の内容について、必要に応じ庁議

に付議するものとする。

(会議の記録等)

第7条 市長公室長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 市長公室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市長公室秘書政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。

2 志木市政策調整会議設置要綱（平成17年志木市告示第151号）は、廃止する。

附 則（平成25年告示第198号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第209号）

この告示は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第232号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第73号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。